四　明代日用類書の法制史関係史料
――告訴状指南を例に――

大澤　正昭

総説

1　宋～明代の日用類書

中国では、宋代以後に書籍の印刷技術が確立し、出版活動が盛んになった。それまで手書きで写本を作るしか方法がなかった書籍が、木版印刷によって同時に大量に作ることが可能になったのである。こうして政治・歴史あるいは儒学などにかかわる重要な書籍が多数出版された。これらのなかには百科全書・百科事典とも意訳される「類書」というジャンルの書籍も含まれていた。「類書」とは各種の記事を事項ごとに収集、分類し、参照に便利なように編集したもので、唐代以前にも皇帝や官僚の政治、教養に役立てるための「類書」があった。それが宋・元代になると士大夫や知識階級の日常生活に役立つ日用類書も出版されるようになっていった。いわば公的領域の「類書」から私的領域の「類書」にまで対象分野が拡大したのである。こうした動きはさらに広がり、明代後半期以降には一般の人びとの生活に役立つ「類書」までもが出版されるようになった。それが仁井田陞氏のいわゆる「日用百科全書」であり（［仁井田一九六二］）、酒井忠夫氏の「通俗的な日用類書」である（［酒井二〇一一］）。

これら史料全体の名称についていえば、日本・中国を問わずさまざまな呼称が用いられてきた。たとえば「日用雑書」「通俗類書」「百科全書」などが研究論文の題名に見えている。尤陳俊氏は「民間日用類書」がその性格をよく表す名称だとしつつ、基層社会に普及している「村落日用類書」と区別するために「日用類書」という名称を用いるという（［尤二〇一三］）。本稿も日本・中国の研究動向を踏まえて「日用類書」という名称を使用したい。

ところで、宋・元代までの日用類書が中国の伝統的な価値観からも相応に評価されていたのに対して、明代の日用類書は内容が通俗的であるとみなされ、評価されなかった。たとえば、清代に編纂された『四庫全書』の内容を簡潔に紹介、批評した『四庫全書総目提要』では「剽窃、腐敗の書」などと批判されていたという（［酒井二〇一一］）。そのため、これが中国において珍重されることはなく、散逸してしまった類書も多かった。他方、日本に輸入された日用類書は、中国伝来の書籍という付加価値もあって珍重され、多種の類書が現代まで伝えられている。

明代の通俗的日用類書にはこのような歴史的背景があり、編纂方法や印刷・製本の面で杜撰なものが多かった。また記事には誤字・脱字が多く、口語表現が含まれるなど、読解が困難な要素をも抱えていた。歴史研究においてあまり重要視されなかった背景には、こうした事情もある。しかしそこで取り扱われているテーマは多岐にわたり、出版点数も多かった。さらにそこには当時の社会で常識となっていた雑多な情報が豊富に取りこまれていた。もちろん法制史関連記事も必須項目のひとつとして掲載されていた。したがって明代後半期から清代初めまでの法制史研究の史料として、また基層社会のあり方を研究する史料として大きな意義を持っている史料であるといえる。今後の研究において日用類書の活用が期待されるところである。

2　明代日用類書の研究史

この史料の重要性に最初に注目したのは仁井田陞氏であった。氏は日本に残されていた日用類書の収集をおこない、

それを活用して村の規約と小作証書について研究した（［仁井田一九六二］）。その後、日用類書の史料的価値を認めて書誌的研究を深めたのは酒井忠夫氏であった（［酒井二〇一一］）。氏は日用類書の全体像に対する見取り図を提供し、各類書について簡潔な紹介をおこなった。基礎的研究としても入門書としても、きわめて有意義な研究である。その後、坂出祥伸氏は日用類書の所在目録を作成し（［坂出一九九八］）、またそれらの書目解題をおこなった（［坂出一九九九］）。所在目録については、筆者が杉浦廣子氏の協力を得て大幅に補足し、データを公開している（［大澤・杉浦二〇一八］）。小川陽一氏は文学研究の立場から社会風俗を研究する史料としていち早くこれを活用し、成果をあげていた（［小川一九九五］）。一方で、汲古書院によって日本に現存する日用類書の影印事業もおこなわれた。こうした基礎的研究と出版活動の結果、明代日用類書の全体像を見渡すことが可能になり、歴史・文学研究に対する有効性がかなりの程度まで明らかになってきた。歴史学研究の方面では、仁井田陞氏の研究以来、契約問題や商業史などの個別分野で注目され、部分的に利用されてきた。岸本美緒氏は契約書に関する史料研究でその記事を紹介しているし（［岸本一九九三］）、寺田隆信氏は商業史研究において日用類書の記事を取りあげた（［寺田一九七二］）。その後の商業史研究においても日用類書は利用され続けている。

さらに最近の中国では、西南師範大学出版社によってより多くの種類の日用類書が影印された。この動きと相まって、中国では膨大な研究論文が発表されるようになっている。それらを紹介する紙幅はないが、さしあたり本稿に関連する研究として、台湾の呉蕙芳氏が上梓した諸論考（［呉二〇〇七］）をはじめとする研究と、中国の尤陳俊氏の研究（［尤二〇一三］）をあげておきたい。呉氏は宋代から清代までの日用類書を幅広く取りあげ、「生活知識」の普及を研究した。尤氏は日本および英語・中国語圏における学説史全般を広く検討することから始めて、契約や訴訟に関わる日用類書の記事を分析した。本稿のねらいと重なるところも多い、注目すべき研究である。［尤二〇一三］ではとくに中国における諸種の契約および訴訟と法律知識に関する研究動向——もちろん日用類書に関係する研究であるが——が

全般的に整理、批判されていて有益である。そこでは碩士論文つまり修士論文にまで目配りされている。

3 明代日用類書について

明代の日用類書には、一分野に特化した類書でないかぎり、法制史関係の分門が設けられている。それらのほとんどは各葉を上・下二層に分けた様式で記述され、以下に掲げるような項目名が付けられている。本稿の最初に主要な日用類書の略称、刊行年、名称および法制史関連分門の巻数と項目名をあげておきたい。ただし、取りあげる日用類書は、二種の叢書、すなわち酒井忠夫監修、坂出祥伸・小川陽一編『中国日用類書集成』（汲古書院、一九九九〜二〇〇四年）と中国社会科学院歴史研究所文化室編『明代通俗日用類書集刊』（重慶、西南師範大学出版社、二〇一一年）に収められている類書、および現在の日本の図書館などで公開しているものに限定する。これらは坂出祥伸氏が掲げた一八種のうち比較的入手しやすい日用類書である。

ところで、日用類書の書名については大きな問題がある。その書名のつけ方がかなり杜撰で、題簽や巻頭また各巻の巻首に掲げられている書名が大きく異なっている例がいくらでもある。また同名の日用類書でも掲載されている分門の構成が異なっているものもある。これは日用類書がいかに安易に、粗末な環境で編纂されたかという事情をうかがわせるものでもある。とりあえず本稿では第一巻巻首に付けられている標題を書名として扱うこととしたい。さらに内容では、目次や項目名と実際の記事とが一致していないものや、目次にはあるものの、記事の方に項目名が掲げられていないものもある。この場合、本稿では目次の方の項目名を掲げることとする。

以下、本稿の問題意識で研究対象とすべき日用類書の略称および書名と法制史関連記事の分門・項目名を出版年の順にあげる。

1 『萬書萃寶』：万暦二四年（一五九六）刊『新鍥天下備覧文林類記萬書萃寶』

巻一二　民用門　上層　文契体式　下層　民用須知
巻一八　律例門　上層　律令行移　下層　律令総覧
巻一九　矜式門　上層　珥筆硃語　下層　珥筆文峰

2『五車抜錦』：万暦二五年（一五九七）刊『新鍥全補天下四民利用便観五車抜錦』
巻　六　律例門　上層　律令行移　下層　法家要覧
巻二四　体式門　上層　諸般体式　下層　珥筆文鋒

3『三台萬用』：万暦二七年（一五九九）刊『新刻天下四民便覧三台萬用正宗』
巻　八　律例門　上層　招擬指南　下層　鳴情均化録
巻一七　民用門　上層　民用須知　下層　呈状式

4『文林聚寶』：万暦二八年（一六〇〇）刊『新鍥燕台校正天下通行文林聚寶萬巻星羅』
巻一二　律例門　上層　律令行移　下層　法家要覧
巻三二　奇策門　下層　公案要訣

5『學海群玉』：万暦三五年（一六〇七）序『新刊翰苑廣記補訂四民捷用學海群玉』
巻　八　律法門類　上層　律巻総目　下層　律例捷要
巻　九　状式門類　上層　硃語体式　下層　珥筆規模

6『萬用正宗不求人』：万暦三五年（一六〇七）刊『鼎新崇文閣彙纂士民萬用正宗不求人全編』
巻　五　体式門類　上層　諸般体式　下層　作状規格
巻一二　律法門類　上層　律令行移　下層　法家要覧

7『萬書淵海』：万暦三八年（一六一〇）刊『新刻全補士民備覧便用文林彙錦萬書淵海』
巻　六　律例門　上層　律条行移　下層　律例総覧
巻一七　状式門　上層　分条硃語　下層　珥筆文峰

8『妙錦萬寶全書』：万暦四〇年（一六一二）刊『新板全補天下便用文林妙錦萬寶全書』
巻　六　律法門　上層　律令行移　下層　法家要覧

巻一七　体式門　上層　硃語体式　下層　珥筆文峰

9『五車萬寶全書』：万暦四二年（一六一四）刊『新刻搜羅五車合併萬寶全書』

巻　九　民用門　下層　関禁約契

巻一六　詞状門　上層　珥筆硃語　下層　珥筆文峰

10『新裁萬寶全書』：万暦四二年（一六一四）序『新刻鄴架新裁萬寶全書』

巻　九　民用門　下層　関禁約契

11『一事不求人』：万暦年間刊『新刻群書摘要士民便用一事不求人』

巻　九　民用門　下層　関文契券

巻一〇　選択門　上層　法家要略　下層　選択要訣

12『萬錦全書』：万暦年間刊『新刻天下民家便用萬錦全書』

巻　九　民用門　上層　文契体式　下層　分関体式

13『萬書萃錦』：万歴年間刊『新刻四民便覧萬書萃錦』

巻　五　律例門　上層　律例行移　下層　金科緘賦

巻　六　状式門　上層　分条硃語　下層　珥筆文峰

14『全書備考』：崇禎一四年（一六三三）序『新刻人瑞堂訂補全書備考』

巻一一　体式門　下層　分関書式

巻一八　状法門　上層　詞状硃語　下層　体段貫串活套

15『積玉全書』：崇禎年間刊『鼎鐫李先生増補四民便用積玉全書』

巻一五　律法　上層　律例行移　下層　蕭曹遺筆

巻一六　状式　上層　分条硃語　下層　法家心訣・体段貫串活奪

巻三一　契約　上層　文契体式　下層　関約彙式

16『學海不求人』：明刊『鼎鍥龍頭一覧學海不求人』

巻一六（？）　下層　分関体式

巻一八　律法門　上層　選輯珥筆文峰　下層　律法門便覧

17『尺牘双魚』：明末刊『新鐫増補較正幾寅熊先生尺牘双魚』

巻　七　（上下層の区分なし）関約類　契帖類

以上一七種であるが、前掲尤陳俊氏が利用したのは13、15、17を除く一四種であった。13は山口大学図書館がweb上に公開しており、15は宮内庁書陵部で閲覧可能である。またこれらの書名は日本語で言えば「集めた宝物」（萃寳）、「良きものの抜き書き」（抜錦）、「痒い所に手が届く、孫の手」（不求人）といった意味である。貴重な情報満載、何でも百科、といった販売用の惹句つまりコピーを兼ねた書名である。

さて、これらの書名を一見しただけでは内容の見当がつかない。けれども記事を読んでみると、主要なテーマはほぼ三分野のものであることがわかる。第一は「律法門」などの分門名で「法家要覧」「律例行移」といった項目名があげられているもの。これらは明代の法律に関する基礎知識をまとめたもので、日常生活に必要と思われる法律条文や規定を簡潔にまとめている。第二は「民用門」などの分門名で「民用須知」「諸般体式」といった項目名があげられているもの。これらは契約書類の書式の例などをあげているものである。たとえば家産分割契約書や貸借契約書などの書式があげられている。第三は「律例門」などの分門名で「硃語体式」「珥筆文峰」といった項目名があげられているもの。これらは訴訟を起こす際に必要な告訴状の書き方についての指南書である。この他、『三台萬用』に「招擬指南」（供述調書の書き方）、『文林聚寳』に「公案要訣」（裁判で下された判語の実例）があるが、他の類書には見られない項目である。以上の三つが主要なテーマである。ただしこれらの分門・項目名は厳密なものではない。同じ分門名であっても内容が異なっているものもある。したがって一つ一つの項目の記事を実際に読んでみることが肝要である。

ともあれ、これらの記事はいずれも民間人の法律に対する意識を知るうえで興味深いものである。前掲の尤陳俊氏の研究はここに一つの重点を置いていた。本稿でもこうした問題を全般的に取りあげてみたいところであるが、問題

が広すぎるし、紙幅の関係もある。ここでは第三の分野の告訴状の書き方に注目し、基層社会における訴訟の実態を知る手がかりとしたい。

言うまでもなく、告訴状には裁判の原告・被告および彼らの活動を考えるための情報が盛り込まれている。また告訴状一般の書き方を指南するという日用類書の性格上、そこで扱われる題材は幅広く、当時の訴訟事案のほぼ全体をカバーしている。これを研究すれば当時の訴訟問題はもちろん、基層社会における矛盾のありかも見えてくるはずである。

具体的には、前記の日用類書のなかの項目で「硃語」や「珥筆」という語句が含まれる記事に注目したい。「硃語」とは告訴状の見出し部分に用いる四字ないし二字熟語の標題であり、「珥筆」は告訴状の本文に用いる例文集である。参考までに書いておけば、「珥筆」というのは冠のわきに筆を挟むという意味で、それは記録担当役人の一般的なスタイルであった。また「珥筆」とセットになっている「文鋒」「文峰」「規模」などであるが、「文峰」と「文鋒」は同音で、文章の鋒(ほこ)先、とがったきっ先という意味であり、「規模」は型式、形態といった意味である。したがって「珥筆文峰」とは「公式的文章の切れ味のよい文例、文体」というような意味になる。ともあれ「硃語」「珥筆」とあれば、誰かを告訴する場合の訴状の書き方を、例句・例文をあげて教える記事なのである。これらを分析することによって、当時、誰が、誰を、いかなる事案について、どのように訴えていたかの典型例を知ることができる。事案の内容からは、当時の人間関係や活動の典型的な実態がうかがえる。つまり告訴状指南の内容は、訴訟問題からみた社会史研究の格好の史料となし得るはずである。

他方、これらの記事を読んでみると、さきにも触れたような誤字・脱字あるいは俗字の多さに閉口し、さらに文章の難解さに頭を悩ませる。さしあたり文字の信頼性が高いテキストがほしくなるが、このなかでは『五車抜錦』と『三台萬用』が比較的読みやすい。とくに『三台萬用』は定評がある。酒井忠夫氏はこれを日用類書のなかで「最も詳細

なもののひとつ」で、「明代の類書の研究には最も重要な意義をもっている」（［酒井二〇一二］一〇九頁）と評価する。もちろん、この本にもかなりの誤字や脱落がある。けれどもそれらはある程度まで、他の類書によって補うことができる。後述するように、いくつかの類書に同じ出典の例句・例文が引用されているからである。それらを突き合わせて比較すれば元の記事を復元することも可能になるのである。

本稿では、『三台萬用』巻八（下層）律例門の全体を占めている『鳴情均化録』という書物の記事を取りあげたい。その著者や書誌的情報についてはいまのところ未詳であるが、内容は前記のような告訴状の書き方である。本稿ではこの史料の一部を簡単に紹介してゆくこととする。

【参考文献】

大澤正昭「明代日用類書の告訴状指南——「土豪」を告訴する——」（『唐宋変革研究通訊』七号、二〇一六年）

大澤正昭「商人たちの告訴状——明代日用類書の事例から——」（『上智史学』六二号、二〇一七年）

大澤正昭「『新刻天下四民便覧三台万用正宗』巻八（下層）律例門訳注稿（試行本Ver.2）」（公益財団法人東洋文庫研究部「宋～明日用類書訳注」URL: http://www.toyo-bunko.or.jp/research/nichiyoruisyoyakuchu/sominnichiyoruisyo yakuchu.html、二〇一七年三月公開）

大澤正昭監修・杉浦廣子編『明刊本日用類書国内所蔵機関目録稿』（公益財団法人東洋文庫、二〇一八年三月公開。URL 同前）

大澤正昭「『新刻天下四民便覧三台万用正宗』巻八（下層）律例門未収録条文訳注稿（改訂版Ver.1）」（公益財団法人東洋文庫、二〇一八年三月公開。URL 同前）

小川陽一『日用類書による明清小説の研究』（研文出版、一九九五年）

岸本美緒「明清契約文書」（滋賀秀三編『中国法制史　基本資料の研究』東京大学出版会、一九九三年所収）
呉　蕙芳『明清以来民間生活知識的建構与伝逓』（台北、台湾学生書局、二〇〇七年）
酒井忠夫「明代の日用類書と庶民教育」（林友春編『近世中国教育史研究――その文教政策と庶民教育――』国土社、一九五八年所収）
酒井忠夫『中国日用類書史の研究』（国書刊行会、二〇一一年）
坂出祥伸『本邦公蔵明代日用類書目録初稿』（私家版、一九九八年）
坂出祥伸「解説――明代日用類書について――」（酒井忠夫監修、坂出祥伸・小川陽一編『中国日用類書集成』汲古書院、一九九九年所収）
寺田隆信『山西商人の研究――明代における商人および商業資本――』（東洋史研究会、一九七二年）
仁井田陞「元明時代の村の規約と小作証書など（一）――日用百科全書二十種のうちから――」
仁井田陞「元明時代の村の規約と小作証書など（二）――新たに調査した日用百科全書の類二十種によって――」（ともに仁井田陞『中国法制史研究』〔奴隷農奴法・家族村落法〕東京大学出版会、一九六二年所収）
尤　陳俊『法律知識的文字伝播――明清日用類書与社会日常生活――』（上海、上海人民出版社、二〇一三年）

一　『鳴情均化録』の総論部分――告訴状指南の要点――

【解題】

前述のように、『三台萬用』律例門には『鳴情均化録』が収録されていた。その冒頭には、訴状の書き方の総体的留意点が書かれている。告訴状全体を通じての、おおまかな要点が記述されており、それは次の四項であった。原文を

あげて解釈を付けてみる。

「総論」：序文にあたるもので、古典を引用しつつ『鳴情均化録』の意義を述べた部分

「詞訟体製規格」：告訴状の模範的スタイル

「体段格式」：告訴状の書式、構成について

「詞訟体段貫串活套」：告訴状構成の、全体にわたる常套句

「総論」を除く三項目はいずれも実際に告訴状を書く際の要点を述べたものである。項目ごとにいくらか角度を変えながら書き方の指南をしている。ただ内容が重複している部分も目につくので、本稿ではこのうちの「体段格式」について紹介する。

【史料Ⅰ】

『鳴情均化録』体段格式

① 原　文

凡做狀、如作文法一般、分作三段。硃語卽破題。禍因以下、卽同講說。切思以下、如同繳結。中間轉換、在乎心巧。前段推寫事因・情由。來歷分明、又要簡切。中間或毆打、或相言辯、或因强占、或相騙財某事等、緊要見證・贓仗分明。後段切要取理。辯別事情、言語嚴切、顯出本理。以關前項、不可寛疎。中間若有不接之處、當虛飾掩過無妨。

忌箴歌

不可溷沌不潔。不可繁亂枝葉。不可妄空・招回。不可中間斷節。不可錯用字眼。不可狀後無結。不可言詞寬慢。不可語無緊切。不可捜邏事砌。不可虛空扯拽。

② 関　連　史　料

多くの類書は「忌箴歌」の部分のみ掲載している。またこの項目すべてを掲載していないのは『萬書萃寳』『全書備考』である。

＊本文部分：『妙錦萬寳全書』はすべて同文。『五車抜錦』は「或相言辨」に、『積玉全書』は「凡做狀、與做文章一般」「在乎心巧、歴寫情由」「只要箭切」が傍線部分のような文字になっている。いずれも『三台萬用』の方が適切である。

＊「忌箴歌」部分：『五車抜錦』では「不可搜邏事故」が、『學海群玉』『妙錦萬寳全書』では「不可搜邏事切」が傍線部分のようになっている。これらも『三台萬用』の方が適切である。また『學海不求人』では「不可繁枝亂葉」が傍線部分のようになっており、『學海群玉』では「不可言詞寛慢」は「不可折路駕橋」に、「不可語無緊切」は「不可字無緊切」になっている。さらに『五車萬寳全書』『萬書萃寳』『萬書淵海』『萬書萃錦』は共通で、『三台萬用』とは以下の傍線部が異なっている。「古忌箴規　不可混沌不潔、不可繁枝亂葉、不可妄空招回、不可中間斷節、不可錯用字眼、不可狀後無結、不可失律主意、不可言無緊切、不可收羅襍砌、不可望空扯拽」。これらの文字は文の意味を考えるうえで参考になるが、『三台萬用』より適切であるとは言えない。

③ 訓　読

○体段格式

凡そ狀を做る(つく)は作文法一般の如くし、三段に分作すべし。硃語(しゅご)は卽ち破題なり。禍因以下は卽ち講説に同じ。切思以下は、繳(けう)・結(けつ)に同じくするが如し。中間の轉換は心巧に在り。前段は事因・情由を推寫すべし。來歴は分明にし、又た箭切なるを要す。中間の、或いは毆打し、或いは相ひ言辯し、或いは强占に因り、或いは相ひ騙財せし某事等は、見證・贓仗(ざうぢやう)の分明なるを緊要とす。後段は切に理を取るを要す。事情を辯別し、言語は嚴切にして、本理を顯出すべし。前項に關はるを以て、寛疎にすべからず。中間に若し接せざるの處有らば、當に虛飾し掩過するも妨ぐること無し。

忌箴の歌

溷沌のごとく不潔にすべからず。枝葉を繁亂にすべからず。妄空・招回すべからず。中間に斷節すべからず。字眼を錯用すべからず。狀後に結無かるべからず。言詞は寛慢なるべからず。語は緊切無かるべからず。事砌を搜邏すべからず。虛空に扯拽すべからず。

④ 語　釈

〈**一般**〉一様、同じ。〈**破題**〉科挙の八股文の最初に掲げられる対句。〈**禍因**〉未詳であるが、訴訟という災難の原因といった意味であろう。〈**講説**〉未詳であるが、八股文の「起講」を意識しているのであろうか。〈**心巧**〉智恵、心の働き。〈**强占**〉権勢などを背景にして無理に奪い取ってわがものとすること。〈**騙財**〉財産をだまし取ること。〈**贓仗**〉犯罪の証拠。〈**妄空**〉未詳であるが、故意に事実を偽って告訴する「誣告」の意であろう。〈**招回**〉「招」は供述であるが、「回」は未詳。あるいは「めぐらす」という意味で、供述を変えることか。〈**扯拽**〉無理強いして要求すること。

⑤ 和　訳

書式の構成

およそ告訴状を作成するには作文の方法と同じようにし、三段に分けよ。「硃語」とは八股文の「破題」にあたる冒頭の句である。「禍因」以下は「講説」と同じで〔事情の説明で〕あり、「窃に思ふに」以下は「繳段」「結段」と同じで〔起承転結の転・結で〕ある。そのなかの文の転換は智恵の使いどころである。「前段」は事件の事情や訴因を組み立てて書き、一件の来歴は明白にし、そのうえ簡潔、適切であることが肝要である。そのなかの、殴打、言い争い、強奪、財産詐取などについては、証拠や犯罪を証明するものを明確にすることが肝要である。「後段」は理屈を通さねばならない。事情を弁別し、用語は厳格にし、あるべき道筋をはっきり打ち出すこと。以前の事案に関わるからといっ

ていい加減にしてはならない。もし途中でつながらない箇所があれば、言葉を飾って胡麻化しても差し支えない。

〔告訴状作成についての〕戒めの歌

豚小屋のように混沌、不潔にするなかれ。枝葉末節を繁雑にするなかれ。誣告、供述の変更をするなかれ。中間で文章を切るなかれ。文言を誤用するなかれ。訴状の最後には結語をつけるのを忘れるなかれ。言い回しはゆるゆるにするなかれ。用語に緊張感をなくすなかれ。こまごましたことを寄せ集めるなかれ。中味のないことを強いて求めるなかれ。

【解説】

ここでは告訴状の書き方の基本的構成と押さえるべき要点を簡潔にまとめている。末尾に句の調子を整えた「戒めの歌」が載せられており、作文に当たっての注意点を、理解しやすく、また覚えやすいように工夫されている。

告訴状の構成について考えると、この記述は論理がわかりにくい。あえて構成の論理を整理してみれば次のようなものであると考えられる。まず告訴状は三段落に分けるべきだという。「硃語」という標題あるいは見出し部分と、「禍因」以下の「講説」および「窃思」以下の「繳・結」の二部分だとする。そうして記述の後半部分では「前段」「後段」の内容説明が出てくる。しかし、この前・後段とは何を指しているのか説明がない。そこで「硃語」に続く本文の記事に眼を移すと、そこには「前段」「後段」しかない。とすれば、告訴状は「硃語」「前段」「後段」の三つの部分から構成すべきだと主張していることになる。では「繳・結」はどこへ行ったのか。少なくとも巻八・下層では最後まで読んでも見当たらないのである。

しかし、ここに問題があった。実は「前段」「後段」という語に二つの意味があり、それが同文中で使われていたため混乱していたのである。それを説明しよう。

まず『三台萬用』がもとにした『鳴情均化録』の本来の記事は、告訴状は五つの部分から構成すべきだとしていたらしいのである。そう考える根拠を二つあげる。

一つは、『三台萬用』巻八（上層）に注目する。この部分は冒頭に「招擬指南」（供述調書の書き方）という題名と記事があり、次に「串招活套語類」（供述調書の常套句類）という題名による記事に続く。ところがこの記事の後半部分、具体的には一六葉表二行目から突然「繳段」という記事に変わり、さらにそれは「結段」に接続している。普通に読み進めば、これは供述調書関連の「繳段」「結段」記事と考えるのが自然である。けれどもそれは「招擬指南」とはまったく別の記事であった。そうしてこれらは、他の日用類書に掲載されている告訴状指南の「繳段」「結段」記事と共通だったのである。つまり本来の『鳴情均化録』の「繳・結」部分が上層後半に紛れ込んでいたことになる。巻八（上層）が、なぜこのような不可解な構成になっていたのか、その理由はまったく書かれていない。考えられるのは、上層の記事の分量が少なくて、大きな空白ができたため、編者が下層の続きをここに移したという可能性である。しかし下層の記事は相応の完結性を備えていて、上層への連続を予想するのは困難である。とすると編者以外の誰かが、一応の製版完了後に急遽補足したものかもしれない。その他の可能性も考えられるが、この点の検討は今後の詳細な研究にゆだねるしか方法がない。ともあれこれが『鳴情均化録』が五部分からなっていたことを示す第一の根拠である。

次に、他の日用類書が引用する同じ記事、つまり前掲の「珥筆文鋒」などをみると、そこには「繳段」「結段」という二つの部分の記事も載せられていた（ただしそれらには『鳴情均化録』という書名は出てこない）。つまり「前段」「後段」の内容は基本的に共通であり、『三台萬用』の上層に掲載されていた記事が「珥筆文鋒」など一連の項目内に出てくるのである。『三台萬用』より前に出版された『萬書萃寳』『五車抜錦』などにもその記事はあり、『三台萬用』だけが扱い方が異なっていたのである。とすれば編者・余象斗が『三台萬用』編纂時に意図的にもとの構成を変え、「繳段」「結段」を落としたか、あるいは何らかの理由で掲載できなかったとみられるのである。そうした経緯の痕跡は後に説明

する通りであるが、これが根拠の第二である。

以上の二点から考えれば、「繳段」「結段」も含めた五部構成が本来の『鳴情均化録』の姿であったと考えざるを得ない。つまり「硃語」「前段」「後段」という場合の「前段」とは告訴状の前半部分を意味し、「禍因」以下の「講説」を指す。その次の「後段」とは後半部分を意味し、「窃思」以下の「繳・結」を指す。そのうえで「禍因」以下の「講説」はさらに「前段」「後段」に分かれるのである。大きくは三部構成、詳細にいえば五部構成なのであった。

このような解釈を踏まえて『三台萬用』を読み直すと、実は『三台萬用』の元来の記事に不可解な部分があったことに思い至る。それは『三台萬用』「硃語」の項目の最後の部分に残されていた次のような文言である。すなわち、

如土豪之下、後入前段、

というものである。これはまったく意味が通じない、不可解な文言であった。そこで『五車抜錦』など他の日用類書を見ると、同じ箇所に以下のような文章が載っていた。

凡觀此而學者、如土豪之下、則入前段、某素恃勢焰等、云々。前段之下、乃入後段之詞、云々。後段之下、入繳段　切思　痛思　哭思　云々。繳段之下、入結段、云々。各從事情、串入成詞。於着目之際、千變萬化、用之無窮矣。

これは意味が通じる文章である。そうして『三台萬用』がこの文章の傍線部分だけを残していたことが容易に推測できる。あるいは「凡觀…」以下を省略した際に、九文字だけを削除し忘れたとも考えられる。これこそ原文の痕跡である。ともあれ『五車抜錦』の文章を現代語に訳せば、

およそこの本を見て学ぶ者は、「土豪」〔などの標題〕の次には「前段」の文言である「某はもとより威勢を頼んで、云々」を入れる。「前段」の次には「後段」の文言、云々、を入れる。「後段」の次には「繳段」の文言「ひそかに思うに」「痛切に思うに」「涙ながらに思うに」云々を入れる。「繳段」の次には「結段」の文言、云々、を

入れる。それぞれの事情に従って、文言をつなぎ合わせ、告訴状を構成するのである。訴状を書くには、〔例文の〕さまざまなヴァリエーションがあり、この用例は融通無碍である。

となる。とすれば、元来の『鳴情均化録』にはもともと「繳段」「結段」の例文も一連のものとして含まれており、編者が『三台萬用』を編纂した際に何らかの事情でそれを削除したと予想されるのである。

このように考えたうえで「書式の構成」を読み直し、論理を整理すると、本来の『鳴情均化録』は、次のような構成を指南していたと考えられる。

「硃語」：冒頭の標題――「禍因以下」：前段・後段――「窃思以下」：繳段・結段

つまり、告訴状は大きくは三部分、実質的には五部分に分けるべきだとされていた。三部分の内容は、標題、訴訟内容の主要部分およびまとめであり、さらに主要部分とまとめをそれぞれ二部に分けて告訴状を組み立てるのである。このような五部構成にすれば模範的な告訴状が出来上がると主張していたのであろう。本稿ではこの五区分に従い、他の日用類書も参照して文字を校訂しつつ、紹介することとしたい。ただ、「硃語」は短句で意味がわかりにくいので本稿では除外することとする。

このほか、本項にはさらに告訴状の押さえるべき要点が書かれている。文章をわかりやすく整え、筋を通すことはもちろんであるが、その他に証拠を明確にするよう求めている点にも注目したい。告訴状に必要な要素として「証拠や犯罪を証明するもの」をあげている点である。もちろんそれは抽象的な主張ではない。事案によっては契約書などの私的文書や土地台帳のような公文書あるいは証人や証言が必須だというのである。これらは実際の裁判において厳密に吟味される要素であったからである。専制国家の支配下でおこなわれる裁判は、裁判官の胸三寸で決定され、恣意的に行われたというイメージをもたれやすいが、決してそうではなかった。訴訟を起こそうとする者には、しっかり根拠を固めておくことが求められたのである。

付け加えておけば、文章末尾の「言葉を飾って胡麻化しても差し支えない」という部分はどのように解釈すべきか問題が残る。つい著者の本音が出たとも考えられるが、本文の趣旨からは外れているように思われる。このような表現が官吏の目に触れれば、『三台萬用』の出版は公には認められなかったであろう、危険な表現である。その背景は単なる編纂や印刷の杜撰さであったのか、日用類書に対する官側の監視の緩さがあったのかなど、今後考えねばならない問題が含まれている。

二　土豪を告訴する——告訴状作成の具体例——

【解題】

本節では前記『鳴情均化録』にあげられた、告訴状作成のための例文を紹介してみたい。

さて、『鳴情均化録』は訴訟事案の内容に沿って一三の項目に区分し、例句・例文をあげている。その項目は以下の通りである。原文だけではわかりにくいので和訳を付けておく。

①土豪（地方の有力者が引き起こした事案）②闘殴（暴力行為の事案）③婚姻（婚姻に関わる事案）④姦情（男女関係に関わる事案）⑤戸口（戸籍関係の事案）⑥銭債田産（借金と土地財産の事案）⑦財本（商売の資本に関する事案）⑧人命（殺人の事案）⑨賊情（盗賊の事案）⑩吏書皂快（胥吏・衙役の事案）⑪告官（官僚の告発に関わる事案）⑫郷宦（郷紳に関わる事案）⑬地方教唆・地方積年（地方役人による教唆の事案、長年の懸案）

これらは訴訟の内容による分類である。ここで注意しておきたいのは、分類に際して二つの基準があったと思われる点である。つまり土豪・郷宦などの被告の属性による分類と闘殴・婚姻などの訴訟事案の内容による分類である。この分類は、もとより次元の異なる基準による分類であり、必然的に二つの基準が重なり合う場合も出てくる。たとえ

ば、土豪が暴力事件を起こした事案は「土豪」「闘殴」のどちらにも属するはずであるが、『鳴情均化録』はどちらの類別を選択したのかという問題である。しかしこの点については明確な分類基準が示されておらず、掲載された例文から判断するしか方法がない。この点は後にも触れることになるが、この史料を研究に使う際には十分注意しておきたいところである。

本節ではこうした問題を踏まえたうえで、以下、具体的な例文の紹介を行う。取りあげる項目としては、冒頭に置かれている「土豪」に絞ることとしたい。すなわち「土豪」を告訴する場合、告訴状をどう書くかについての指南を読んでみるのである。そこから誰がどのような問題で土豪を訴えたかを知ることができ、訴訟問題のみならず、土豪の活動などについて研究する際の手がかりとすることができる。

さて前述の通り、『三台萬用』巻八（下層）の『鳴情均化録』では総括的記述の次に「硃語」「前段」「後段」に分けて例句・例文があげられていた。この形式は他の日用類書においてもほぼ同様で、同趣旨の例句・例文が載せられている。そこで、これらの例文を比較することにより『三台萬用』の誤字・脱字その他の文字の異同を検討することができる。本節では①原文の次に②関連史料として他の日用類書をあげ、どの文字あるいは例文を採用すべきかの検討材料とする。その後に、③訓読、④語釈、⑤和訳をつける。次いで『鳴情均化録』では巻八（上層）に紛れ込んでいた「繳段」「結段」についても例文を掲げる。ここでも『三台萬用』の記事を基本とし、ほかの日用類書と比較して、よりわかりやすい①原文を選んで「復元」を試みる。そのうえで②訓読、③語釈、④和訳をつける。これらをもとに【解説】を行い、当該史料から考えられることなどを述べる。

なお、『三台萬用』巻八全体にわたる訳注について知りたい方は公益財団法人東洋文庫研究部のホームページに公開されている拙稿［大澤二〇一七］［大澤二〇一八］を参照していただきたい。

【史料Ⅱ】

『鳴情均化録』土豪　前段

①原文

○前段

土豪（此套告大戸・富豪等通用）○某素倚强横、不遵法紀。交結衙門、互爲漁獵、倚仗隱蔽。○某恃財勢、招亡納叛、畜爲爪牙、搏噬良民。○某逞刁譎、蠱引奸徒・惡黨、資爲鷹犬。夜聚曉散、出沒無時。害衆成家。○某威震如雷、勢焰滔天。故將伊男、營充縣學、誇稱生員。近官說話、契結鄉宦、購相往來、賄通囑託。○或着（著）伊男、營充縣吏、勢挾縣權、任由起例、把持民訟。動輒稟官行移作弊。概縣遵依、任從所轄。○某禮親六房、濃交吏皂、預計後來、先防事發。抽摸文卷、捺（案伏）不行。○仗此威勢轉加、虎翼展開、鵬翅亂舞。遮天蔽日。○倚此威權、眞如虎兕、哮吼一聲、民驚膽碎、風聲插外、聞者畏藏。○某日乘高頭駿馬、夜臥龍鳳花牀、出入鄉村。煙銃火砲、仗此威權、眞如山嶽。火放肆志、猛如狼虎。○某倚仗刁豪、勢無敢敵。威震如雷、氣焰若天。○倚山峙洞、肆惡張威。騙財害人、如狼似虎。○占人田產、姦人妻小、發人墳塚、事實可勘。窩藏强盜、坐地分贓、以此巨富。姦盜詐僞四犯俱全、民被陷溺。

②関連史料

各類書で文字の異同がある例文は以下の傍線部分の通りである。また文字の脱落もあるが注記していない。これらは原文がわかりにくい場合などの参考になる。検討の結果は最後にまとめてある。

＊『萬書萃寶』

…○某恃男充縣吏、勢挾職權、把持民訟、行移作弊、…○某仗此威勢、鵬翅亂舞、遮天蔽日、○威如虎兕、哮吼一聲、民驚膽碎、風聞四外、良善歛蹤、…○某日乘高頭駿馬、夜臥違制花牀、仗此威權、眞如山嶽、…窩藏强盜、坐地分庄、以此巨富、民遭荼毒、

＊『五車拔錦』

…○某恃財勢、招聚惡黨、畜爲爪牙、搏噬良民、…○或着伊男、營充縣吏、勢挾縣權、任由起例、…○某日乘高頭駿馬、夜臥龍鳳花牀、…眞如山嶽、大放肆志、猛如狼虎、

＊『學海群玉』

…○某日乘高頭駿馬、夜臥龍鳳花牀、…眞如山嶽、大放肆志、猛如狼虎、…

＊『五車萬寶全書』

…○某威震如雷、勢焰赤天、男充縣學生員、契結郡邑顯宦、○某恃男充縣吏、勢挾職權、把持民訟、行移作弊、○某仗此威勢、鵬翅亂舞、遮天蔽日、○威如虎兕、咆哮一聲、民驚膽碎、風聞四外、良善斂蹤、○某倚仗刁豪、勢無敵敵、○倚山峙勢、肆惡張威、騙財害人、如狼似虎、○日乘高頭駿馬、夜臥違制花床、仗此威權、眞如山嶽、○窩贓強盜、坐地分贓、以此巨富、民遭荼毒、

＊『萬書淵海』

…○威震如雷、勢熾赤天、男充縣學生員、契結郡邑顯宦、○某恃男充縣吏、勢挾■權、把持民訟、行移作弊、○某仗此威勢、鵬翅亂舞、遮天蔽日、○威如虎兕、哮吼一聲、民■■■、風聞■外、良善斂蹤、…○倚山峙勢、肆惡張威、騙財害人、如狼似虎、○某日乘高頭駿馬、夜臥違制花床、仗此威權、眞如山嶽、○窩贓強盜、坐地分贓、以此巨富、民遭荼毒、

＊『妙錦萬寶全書』

…○某恃財勢、招聚惡黨、畜爲爪牙、搏噬良民、…○某禮親六房、濃交吏皂、預計後來、先防事發、抽換文卷、捺案狀不行、…○某日乘高頭駿馬、夜臥龍鳳花牀、出入鄉村、煙銃火砲、仗此威權、眞如山嶽、大放肆志、猛如狼虎、…○倚山峙倜、肆惡張威、騙財害人、如狼似虎、

＊『萬書萃錦』

…○威震如雷、勢熾赤天、男充縣學生員、契結郡邑顯宦、○某恃男充縣吏、勢挾職權、把持民訟、行移作弊、○某仗此威勢、鵬翅亂舞、遮天蔽日、○威如虎兕、哮吼一聲、民驚膽碎、風聞四外、良善斂蹤、…○倚山峙勢、肆惡張威、騙財害人、如狼似虎、○某日乘高頭駿馬、夜臥違制花床、仗此威權、眞如山嶽、○窩贓強盜、坐地分脏、以此巨富、民遭荼毒、

＊『全書備考』

…○某恃男充縣吏、勢挾職權、把持民訟、行移作弊、（○？）某倚仗刁豪、勢無敵敵、○倚山峙勢、肆惡張威、騙財害人、如狼似虎、

＊『積玉全書』

…○威震如雷、勢熾赤天、男充縣學生員、契結郡邑顯宦、○某恃男充縣吏、勢挾職權、把持民訟、行移作弊、○某仗此威勢、鵬翅亂舞、遮天蔽日、○威如虎兕、哮吼一聲、民驚膽碎、風聞四外、良善斂跡、…○倚山峙勢、肆惡張威、騙財害人、如狼似虎、○某日乘高頭駿馬、夜歌違制花床、仗此威權、眞如山嶽、○窩臓强盜、坐地分脏、以此巨富、民遭荼毒、

＊『學海不求人』は例文をあげる形式を取らず、一続きの文章としている。その「告奸豪類」には、下記のような共通する文言が含まれている。

…親近府縣六房人等、濃交吏隷、預計後來、先防事發、但有告者、倚此威權轉如、虎翼展、鵬翅亂舞、漫天蔽日、…仗此威權靠爲山嶽、大放肆志、猛如狼虎、哮動吼一聲、民驚膽碎、聲每插外、聞者威藏、…威振如雷、勢概若天、故着伊男、營充學、誇稱生員、近官說話、榮契結郷宦、購相往來、賄通囑託、…或着伊男營充縣吏、勢仗縣權、任由起例、把持民訟、動輒稟官行移作弊、概縣欽仰、皆從所轄、…占人田產土地、姦人妻小、發人墳塚、事主可勘、窩藏强盜、坐地分贜、以此巨富、姦盜詐僞四犯俱全、民受陷溺、畏不敢言、…

以上の文字を吟味すれば、「原文」の重要な異同は次のように考えられる。

・「故將伊男、營充縣學」「或著伊男、營充縣吏」の「營」が抜けているものが目につく。「營充」の意味がよくわからないこともあり、衍字である可能性もある。

・「捺案伏不行」は「捺案狀不行」の誤りであろう。

・「風聲插外、聞者威藏」は「風聞四外、良善斂蹤」の方がわかりやすい。和訳の参考としたい。

・「火放肆志」は「大放肆志」と改めるべきであろう。

③ 訓　読

[土豪]（此の套は大戸・富豪等を告するに通用す）○某は素(もと)より強横に倚(よ)り、法紀に遵はず。衙門に交結し、互ひに漁獵を爲し、倚仗して隱蔽す。○某は財勢を恃(たの)み、亡を招き叛を納(い)れ、畜(やしな)ひて爪牙と爲し、良民を搏噬(はくぜい)す。○某は刁譎(てうけつ)を逞し

くし、奸徒・悪黨を蠱引し、資へて鷹犬と爲す。夜に聚まり曉に散じ、出沒するに時無し。衆を害して家を成す。○某は威を震はすこと雷の如く、勢焰は天に滔る。故に伊の男を將て、縣學に營充し、生員を誇稱す。官に近づき説話し、鄉宦と契結して、賕ひて相ひに往來し、賄して通に囑託す。○或いは伊の男を着（著）て縣吏に營充せしめ、勢もて縣權を挾み、任由して起例せしめ、民訟を把持す。動れば輒ち官に稟して行移せしめて弊を作す。概ね縣は遵依し、任ねて所轄に從ふ。○某は禮もて六房に親しみ、吏皂に濃交し、預め後來を計り、先に事の發するを防ぐ。文卷を抽摸し、（案狀を）捺へて行せざらしむ。○此の威勢轉々加はるに仗り、虎翼は展開し、鵬翅は亂舞す。天を遮り日を蔽ふ。○此れ倚り威權は眞に虎兕の如く、哮吼一聲あれば、民は驚き膽碎し、風聲は插外し、聞く者は畏藏す。○某は日々高頭の駿馬に乘り、夜は龍鳳の花牀に臥し、鄉村に出入す。煙銃・火砲もて此の威權に仗ること眞に山嶽の如し。大いに肆志を放ち、猛きこと狼虎の如し。○某は刁豪に倚仗し、勢敢へて敵するもの無し。威を震はすこと雷の如く、氣焰は天の若し。○山に倚り洞を峙み、惡を肆にして威を張る。財を騙し人を害す。狼の如く虎の似し。○人の田產を占め、人の妻小を姦し、人の墳塚を發くこと、事實は勘すべし。强盜を窩藏し、地に坐して贓を分かち、此れを以て巨富たり。姦・盜・詐・僞の四犯は俱に全く、民は陷溺せらる。

④　語　釈

〈套〉ひとそろい、ひと組。**〈倚仗〉**権勢などを頼みにする。**〈生員〉**科挙の予備試験に合格して、府・州・県学に入った者。**〈囑託〉**請託する、たのみこむ。**〈著〉**使役を表す。…させる。**〈營充〉**未詳。ただし、「營」が衍字でないとすれば、「いとなむ、はかる」という意味があり、「充」には「偽る」「ふりをする」という意味もある。この方向で解釈する。**〈稟官行移〉**「稟」は二つの意味があり、⑴人民より官庁へ差し出す文書、⑵下級機関から上級機関へ報告・上申・請願すること、である。ここでは⑴の意味であろう。また「行移」は「行文移牒」の略で、官府と官府との間で文書をやりとりすることをいう。**〈禮〉**一般には「礼儀」の意味であるが、ここでは「贈り物」の意味にとる。

〈**六房**〉本来は吏・戸・礼・兵・刑・工の六つの部局の意味であるが、ここでは一般的な役所を指している。〈**虎翼**〉虎の翼をつけたように、凶暴さがいっそう増した様子。〈**虎兕**〉「兕」は水牛に似た一角獣。〈**窩藏**〉犯罪人を止宿させ、隠匿すること。〈**陷溺**〉虐げ苦しめること。

⑤ 和　訳

土豪（この項は大戸・富豪などを告発する際に通用できる）

某はもとより横暴で法律に従わない。役所の官吏と結びつき、たがいに稼ぎ場とみなし、寄りかかり合って〔悪事を〕隠蔽している。○某は財力を頼みに、流れ者や反逆者を引きこんで手先として養い、良民を食い物にしている。○某は詐偽の道に長け、奸徒や悪党どもをそそのかして家に引きこみ、用心棒としている。夜に集まり朝になると解散するなど、時を選ばず出没している。民衆に害を与えることで一家を構えているのだ。○某は雷のごとく威勢を振るい、その炎は天にまで届くかのようである。彼の息子を県学に入学させ、生員であると言いふらしている。官僚に近づいて話を通じ、郷紳と固く結びついている。経済的に融通し合って行き来し、賄賂を贈ってともに請託をしている。○あるいは彼の息子を県の胥吏として入り込ませ、県の権威を笠に着て勝手に則例を作り、民間の訴訟を牛耳っている。ややもすればみだりに〔手をまわして上級から〕文書を下させて悪事をなしている。〔そのため〕おおむね県がそれに従い、管轄部署の処置にまかせている。○某は贈り物をして役所の胥吏と親しみ、胥吏・衙役と深い関係になっている。後々のことに配慮し、ことが発覚する前に手を打ち、公文書を棚上げにして抑え込み、あるいは廃棄して通達させない。○これによって威勢はいっそう加わり、虎に翼をつけ、鵬が羽を広げて狂喜乱舞するありさまとなった。お天道様を覆い隠しているようなものである。○これによって権威はまことに虎・兕のようになった。一声吠えれば、民は驚いて胆をつぶす。噂は一帯に広がり、それを聞いた者は怖がって身を潜めている。○某は、昼は立派な駿馬に乗り、夜は龍・鳳の飾りのついたベッドで寝(やす)んでいる。村里に出入りし、銃砲を打ちならしている。権威に頼るさまはまこ

とにそびえたつ山の如く、好き放題にするさまは虎狼のごとく猛々しい。○某は狡猾・横暴で敵う者はいない。威勢は雷の如く響き渡り、意気は天を焦がすほどである。○山洞に住んでいるのをよいことに、悪事をほしいままにして威勢を張っている。財産をだまし取り、人を害すること虎狼のようだ。○人の土地をわが物とし、人の妻を姦淫し、人の墳墓を暴いている。これらは吟味すればわかることだ。強盗を家に住まわせ、その場で稼ぎを山分けして、巨万の富を築いている。姦・盗・詐・偽の四つの犯罪がそろっており、民は虐げ苦しめられている。

【解説】

「前段」では「土豪」による悪事の一般論を述べている。告訴状の最初の段落であるから、事案の全体像を示すのが目的である。前掲「体段格式（書式の構成）」で「事情や訴因を組み立てて書き、一件の来歴は分明にし、そのうえ簡潔、適切に」とされた指南の実例である。内容では次のような点が注目される。

まず、項目名の注に、この項の例文は「大戸・富豪」の場合にも通用するとされている点である。項目名の「土豪」とは、本来、地方の豪族、土着の有力者などという意味であったが、次第に国家の統治に影響を持つ有力者というニュアンスが加わり、悪党という意味が濃くなっていった。ここにいわゆる「大戸」と「富豪」は共通する属性をもち、ともに富裕層である。しかし基層社会において富裕層であるということは、周辺への大きな影響力を持っているということでもあり、在地有力者という言葉とも通じる。つまり当時の「土豪」と「大戸・富豪」は在地有力者という側面では共通する存在であり、彼らが行う「悪事」は共通するものだった。逆に言えば、「悪事」という側面から見るかぎり、「土豪」という言葉がさほど限定された概念ではなかったということになる。ただ「土豪」「大戸・富豪」という異なる用語があるからにはその実態に何らかの違い——地主や高利貸等の活動を前面に出している勢力か、暴力団的な活動が目立つ勢力か、など——はあったのであろう。そうした勢力が「姦・盗・詐・偽の四つの犯罪」を犯したと

して告訴されていたのである。

次に、この例文から彼らの勢力の構成がわかる。「流れ者や反逆者を…手先とし」、「奸徒や悪党どもを…用心棒として」いた。また「彼の息子を県学に入学させ、生員であると言いふらし」たり、「息子を県の胥吏として入り込ませ」たりしていた。つまり家族を中核として、息子を生員、つまり官僚の予備軍であるとみせかけることで国家の権威を利用し、あるいは「県の胥吏」とすることで国家権力と結びついていた。彼らは「官僚に…話を通じ、郷紳と固く結びついて」いたし、「贈り物をして役所の胥吏と親しみ、胥吏・衙役と深い関係になって」もいた。当時の基層社会において、在地有力者たち、つまり土豪・大戸・富豪たちは郷紳・官吏のような国家権力の末端と結びついていたのである。

こうした国家との結合を利用して、土豪はさまざまな「悪事」を行っていた。たとえば「良民を食い物にし」「民衆に害を与え」「訴訟を牛耳って」「財産をだまし取」るなど、「姦・盗・詐・偽の四つの犯罪」、つまり姦淫・強姦、窃盗・強盗、詐欺・騙（かた）り、偽詐（詐取）・偽造などのよく知られている犯罪行為をおこなっていたのである。けれどもこの犯罪の具体像については述べられていない。それは、事案の全体像を示す「前段」の役割ではなく、「後段」にゆだねられていたからである。

【史料III】

『鳴情均化録』土豪　後段

① 原 文

土豪　驀被前惡、統聚多兵、蜂擁上門。盡將住基・房屋・家財・什物、抄札一空、逐趕全家。東奔西竄、生死莫保。○鳩集狼黨、綑綁歸家、非刑拷打。監禁絕食、勒寫基屋・墳地・田產。屋被拆去、塚被發毀、平爲地土。伊得租苗、坑

身祖脈。骸骨飄無、情悼不已。○奸豪勢惡滔天。打死人命、廣用金銀、在鄉賣息。勢大任然、命如砂土、當如草芥。府縣人情、孰能敢敵。但有仇者、動輒用奸、買通巡捕、賄拴刑房衙門人等。更將盜賊、暗使機關、指攀坐陷、各執貧民。有口無伸冤枉。無辜屈遭死地。

② 関連史料

「前段」と同じように関連する史料を検討する。

＊『萬書萃寶』

…鳩集狼黨、綑綁歸家、非刑拷打、監禁絶食、勒寫基屋・田產・墳地、發塚拆屋、平爲地土、伊得租利坑祖、骸骨暴路、情慘黑天、○魃被前惡、統聚多兇、蜂擁上門、罄將住基・房屋・家財・什物、抄札一空、逐趕全家、東奔西竄、生死莫保、○奸豪勢惡滔天、打死人命、廣錢賄蔽、府縣人情、孰能敢敵、遇有仇怨、輒買巡捕員役、賄拴刑房衙門人等、暗使機關、令獄盜賊、指板誣陷、貧民有口、無伸冤枉、無辜遭死地、

＊『五車拔錦』

…○奸豪勢惡滔天、打死人命、廣用金銀、府縣人情、孰能敢敵、但有仇者、動輒用奸、買通巡捕、賄拴刑房衙門人等、更將盜賊、暗使機關、指樊坐陷、各執貧民、有口無伸冤枉、無辜屈遭死地、

＊『學海群玉』

虆被前惡、統聚多兵、蜂擁上門、盡將住基・房屋・家財・什物、抄札一空、逐趕全家、東奔西傾、生死莫保、…○奸豪勢惡滔天、打死人命、…但有仇者、動輒用奸、買通巡捕、賄拴刑房衙門人等、更將賊盜、暗使機關、指攀坐陷、…

＊『五車萬寶全書』

…鳩集狼黨、綑綁歸家、非刑拷打、監禁絶食、勒寫基屋・田產・墳地、發塚拆屋、平爲地土、伊得租利、坑祖骸骨暴露、情慘黑天、○虓被前惡、統聚多兇、蜂擁上門、罄將住居・房屋・家財・什物、抄擄一空、逐趕全家、東奔西竄、生死莫保、○奸豪勢惡滔天、打死人命、廣錢賄蔽、府縣人情、孰能敢敵、遇有仇怨、輒買巡捕員役、賄拴刑房衙門人等、暗使機關、令獄盜賊、指扳誣陷、貧民有口、無伸冤枉、無辜遭死、

＊『萬書淵海』は『五車萬寶全書』とほぼ同じである。ただ「罄將住居」は「罄將住基」に、「抄擄一空」は「抄札一空」に、「無辜

遭死」は「無辜遭死地」となっている。

＊『萬書萃錦』

…鳩集狼黨、綑綁歸家、非刑拷打、監禁絶食、勒寫基屋・田產・坟地、發塚拆屋、平爲地土、伊得租利坑祖、骸骨暴露、情慘黑天、○魃被前惡、統聚多兇、蜂擁上門、罄將任基・房屋・家財・什物、抄札一空、逐趕全家、東奔西竄、生死莫保、○奸豪勢惡滔天、打死人命、廣錢賄蔽、府縣人情、孰能敢敵、遇有仇怨、輒買巡捕員役、賄拴刑房衙門人等、暗使機關、令獄盜賊、指扳誣陷、貧民有口、無伸冤枉、無辜遭死地、

＊『全書備考』は『五車萬寳全書』と同じである。ただ「發塚拆屋」は「發墳拆屋」、「抄擄一空」は「抄札一空」となっている。

＊『積玉全書』

…鳩集狼黨、綑綁歸家、非刑拷打、監禁絶食、勒寫基屋・田產・坟地、發塚拆屋、平爲地土、伊得租利坑祖、骸骨暴露、情慘黑天、○魃被前惡、統聚多兇、蜂擁上門、罄將住基・房屋・家財・什物、抄扎一空、逐趕全家、東奔西竄、生死莫保、○奸豪勢惡滔天、打死人命、廣錢賄蔽、府縣人情、孰能敢敵、遇有仇怨、輒買巡捕員役、賄拴刑房衙門人等、暗使機關、令獄盜賊、指扳誣陷、貧民有口、無伸冤枉、無辜、

＊『學海不求人』「告奸豪類」の項に下記のような共通する文章がある。

…屋被拆去、叩寫墳地塚被發、平爲地土、伊得苗祖、坑身祖脈、骸骨飄無、情思不已、訴此奸豪、淚如雨落、花私人命、廣用金銀、買息勢大任然、命如砂土、當如艸芥、府縣人情、孰能敢敵、且仇者、動輒用奸、買通巡捕、賄拴刑房衙門人等、更將盜賊、暗使杌闒、扯扳坐陷、各執貧民、有口無申、仍是無辜屈遭死地、…

以上の史料から文字の異同を考えてみる。

まずもっとも意味のとりにくい「伊得租苗、坑身祖脈、骸骨飄無」には「伊得租利、坑祖骸骨暴露」というもう一つのテキストがある。「飄無」が「暴露」と同じ意味と解されていることからすれば、「飄無」は「飄舞」の誤りであろう。また「坑身祖脈」が「坑祖」に短縮されているのであろう。「坑身」が「抗身」の誤りであるとすれば「立身、置身」の意味がある（『漢語大詞典』北京、漢語大詞典出版社、一九九七年）。しかしその意味では文章が理解できない。こ

こでは「祖脈」という表現に注目し、地脈などを問題とする風水との関係を考えた。とりあえずこの方向で解釈する。他の文字の異同は『三台萬用』に従う。

次に「指攀坐陷、各執貧民」の部分で文字の異同が大きい。諸本のように「令獄盜賊、指扳誣陷」とすると「盜賊」を獄に入れ、罪をなすりつけるという意味になる。どちらも成り立つと思われるが、とりあえず『三台萬用』の原文に従い、貧民を身代わりにするという意味にとる。

③ 訓　読

土豪　驀(には)かに前悪に、多兵を統聚し、蜂擁(ほうよう)して上門せらる。盡く住基・房屋・家財・什物を将(も)て、抄札(せうさつ)し一空たりて、全家を逐趕(ちくかん)す。東奔西竄(とうほんせいざん)し、生死は保つ莫(な)し。○狼黨を鳩集し、綑綁(こんはう)して家に歸り、非刑に拷打す。監禁して食を絶ち、基屋・墳地・田産を勒寫(ろくしや)せしむ。屋は拆去(たくきよ)せられ、塚は發毀せられ、平らげて地土と爲(さ)る。伊は租苗を得、祖脈に坑身す。骸骨は飄舞(へうぶ)し情悼已まず。○奸豪の勢惡は天に滔る。人命を打死し、廣く金銀を用ゐ、郷に在りて賣息す。勢の大なるは任然たりて、命は砂土の如く、當に草芥の如くなるべし。府縣の人情、孰(だれ)か能く敢へて敵せんや。但(も)し仇者有れば、動(やや)もすれば輒ち奸を用い、巡捕を買通し、刑房衙門人等に賄拴(わいせん)す。更に盜賊を將て、暗に機關を使ひ、指(し)攀(はん)して坐陷し、各々貧民を執(と)らふ。口有るも冤枉を伸ばす無し。無辜は屈して死地に遭ふ。

④ 語　釈

〈**驀**〉意味のない置き字という説もあるが、ここでは「急に、にわかに」の意にとる。〈**被**〉受動態表現であるが、このままでは和訳がむつかしい。適宜、能動態に変えることとする。〈**蜂擁**〉大勢の人間が押しあいへしあいしている様子。〈**抄札**〉未詳だが「抄扎」の誤りとすれば「財産を差し押さえる」という意味になる。〈**逐趕**〉追い出すこと。〈**勢惡**〉荻生徂徠『明律国字解』では「勢」は威勢あるもので、多くは貴人に縁のあるもの、とされている。〈**巡捕**〉地域を巡察して盜賊などを取り締まる胥吏。〈**機關**〉謀略、からくり。〈**指攀**〉別人の名を出して罪をなすりつ

けること。〈冤枉〉無実の罪に陥れられること。

⑤ 和 訳

土豪 にわかにくだんの悪人が手下を率いて武器を持ち、大勢で家に押しかけた。〔彼らは〕土地・住居・家財・什器をすべて没収して空っぽにし、家人すべてを追い出した。〔家人は〕あちこちに逃げ隠れし、生死は保証のかぎりでなかった。○悪党の一味を寄せ集め、〔被害者を〕ふんじばって家に連れ帰り、不法に拷問を加えた。監禁して食事も与えず、無理やり土地・墓地・田産〔の譲渡契約書?〕を書かせた。屋敷は撤去され、墳墓は掘り崩され、平らにして更地にされた。悪党は小作料を手に入れ、先祖代々の風水の良い土地を手に入れた。〔しかし被害者の祖先の〕遺骨は風になびくありさまになった。まったく痛ましいことである。○悪党の威勢は天にあふれるかのようである。殺人事件を犯し、盛大に金銀を使って郷村で資金を転がしている。勢力の大きさをたのみに、やりたい放題である。人の生命を砂土や雑草のごとくみている。府・県のすべての人の情として、彼らに敵対できるような者などいるわけがない。もし敵対する者がいればすぐさま悪人を用い、巡捕の吏を買収し、刑事担当の胥吏等に賄賂を贈っている。そのうえ盗賊を率い、ひそかに計略をめぐらし、別人を巻き添えにして罪に落とし、それぞれ貧民を〔犯人として〕捉えている。〔貧民たちは〕口はあっても冤罪を晴らすことができないありさまである。無辜の民に無実の罪を着せ、死地に追いやっているのだ。

【解説】

「後段」は告訴内容をより具体的に展開する部分である。「前段」と比較すれば、その具体性はある程度まで理解できる。ここには財産の強奪や暴力行為などの実態が並べられている。しかし例文数は少なく、記述内容もそれほど詳細になっているわけではない。多少目新しい記述といえるのは「盛大に金銀を使って郷村で資金を転がしている」と

いう経済活動についての記述くらいである。こうした例文は先に見た「書式の構成」の「後段は理を通さねばならない。事情を弁別し、用語は厳格にし、あるべき道筋をはっきり打ち出す。…」という指南と合致していない。

その理由は何であろうか。あるいは、通俗という形容詞をかぶせられることの多い日用類書が抱える欠点、つまりいい加減さ、大まかさかもしれない。けれどもよりありそうな理由は別の項目との重複である。前にも指摘したように項目分類の基準は二つあった。ここに掲げられた内容から言えば「闘殴」と共通するはずである。その眼で「闘殴」の「後段」を見ると「土豪」という主語は明記していないが、有力者によるとみられる暴力事件の詳細が述べられていた。そこで「闘殴」冒頭の二条の例文をあげて考えてみよう。ただし関連史料の検討は省略する。

【史料Ⅳ】

『鳴情均化録』闘殴

①　原　文

[鬪毆]　偶於某時、鬫某孤身、喝令狼伴・鷹犬、多人捉某、鎖押伊家、私置土牢、非法監打。遍身青紫、頭面破碎。惛懵在地。渠得某捨命向前、力救扶歸。現今命若懸絲、生死罔測。○統集兇黨、猛如狼虎、勢若陣獵。各執柴棍、倶拿器械任打。遍身黒紫、頭傷肢損、痛切肝心。傍人畏惡、不敢近救。負傷倒地、暈死不知。幸某見兇、力救扶回、用湯灌醒。幾命可憐、殘生難保、命在須臾。呻唸旦夕、苦楚難當。

②　訓　読

[鬪毆]　偶々（たま）某時に於いて、某の孤身たるを鬫（み）、狼伴・鷹犬に喝令し、多人もて某を捉え、伊の家に鎖押し、私（ひそか）に土牢に置き、非法に監打す。遍身青紫にして頭面は破砕せらる。惛懵（こんぼう）して地に在り。渠（かれ）、某の捨命して向前し、力もて救ひ帰るを得。現今命は懸絲の若く、生死は測る罔（な）し。○兇黨を統集し、猛きこと狼虎の如く、勢は陣獵の若

し。各々柴棍を執り、倶に器械を拿(も)ち任(ほしひまま)に打つ。遍身黒紫にして、頭は傷つき肢は損はれ、肝心を痛切す。傍人は悪を畏れ、敢へて近づき救はず。負傷して地に倒れ、暈(うん)死して知らず。幸ひにも某が兇を見、力もて救ひ扶(たす)けて回(かへ)り、湯を用て灌醒す。幾命憐れむ可く、殘生保ち難く、命は須臾に在り。旦夕に呻唸し、苦楚は當たり難し。

③ 語釈

〈鬨〉姓ともとれるが、ここでは見るという意味にとる。**〈喝令〉**号令をかける、命令する。**〈狼伴・鷹犬〉**手先、手下。**〈渠〉**彼、あの人。**〈器械〉**武器。**〈任打〉**ほしいままに打つ。**〈暈死〉**気絶する。

④ 和訳

闘殴 たまたまあるとき某が単身でいるのを見、〔被告は〕子分どもに命じて殴りかからせた。大勢で彼をつかまえ、被告の家に押し込め、密かに土牢に閉じ込めて私刑を加えた。彼は全身が青あざだらけになり、頭や顔はぼろぼろにされた。失神して倒れていたが、ある人が必死になって手をさし伸べ、救い出して家に担ぎこんだ。しかしいまやその生命は風前の灯で、生死は予断を許さない。○悪党を寄せ集め、虎狼のごとく猛々しく、狩猟をするような勢いである。それぞれが棍棒をとり、武器を手に持って〔被害者を〕殴るにまかせた。全身が青あざだらけで、頭も手足もみな傷を負い、内臓まで痛めつけられた。周りの人はその凶悪さにおそれおののき、救いの手を差し伸べられなかった。傷を負って倒れ伏し、人事不省となった。幸いある人が兇行を見ており、救い出して連れ帰った。お湯で〔身体を〕洗い蘇生させたが、生命は憐れむべき状態で、生死の程は保障できなかった。死は間近に迫り、朝夕呻吟して、苦痛に耐えがたいありさまである。

【解説】

ここに見られるのは「子分ども」を使い、「悪党を寄せ集め」、「土牢」を備えて、「私刑」や暴力行為を働く集団の

姿である。まさに「土豪」など有力者による「悪事」の詳細を示す例文そのものであった。これを「土豪」の「後段」においても何ら不自然ではない。つまり「土豪」に対する告訴状の「後段」にふさわしい例文は「闘殴」という項目の「後段」に掲げられていたのであった。そのような構成にした理由は明らかではなく、『鳴情均化録』の著者の何らかの判断によっている。こうして「土豪」項目の「後段」にあってもよい例文は「闘殴」項目に置かれ、「土豪」の項には「前段」の延長的な色合いの濃い例文が掲げられていたのである。したがって「土豪」に対する訴訟問題を検討するためには、同時に「闘殴」など他の項目にも目を配らねばならないのである。

【史料V】

『鳴情均化録』土豪　繳段

前に述べたようにこの項目は『三台萬用』巻八（上層）に紛れ込んでいた。一方、他の日用類書にも以下の「原文」にあげるような例文が載せられていた。本項では最初に『三台萬用』の例文を掲げ、他の日用類書によって文字を補い、これを「復元」として掲げる。それ以外の項目は前項と同じである。

① 原 文

『三台萬用』［富豪］激變良民、法律固不縱容。无故抄掠、情理果何堪忍。○横强蔑法、架賊誣陷良民。聚衆抄家、非法枉民冤穽。○勢豪枉法、强占爲妻。敗壊人倫、乖傷風化。○（威力縛人）勢豪奸詐兇威、擅行綁縛、私家非刑拷打。肆無忌憚。情法難容。

「復元」

a　切思、激變良民、法律固不縱容。無故抄掠、情理果何堪忍。

他の類書およびさきに検討した「書式の構成」の記事に従って「切思」を補う。

b　痛思、横強藐法、架賊誣陥良民。聚衆抄家、非法枉民冤穽。

これも「痛思」を補う。末尾の「冤穽」は、『五車萬寳全書』では「冤罪」となっている。

c　勢豪枉法、強占爲妻。敗壊人倫、乖傷風化。

「敗壊人倫」が『萬書萃寳』『萬書淵海』『五車萬寳全書』『妙錦萬寳全書』『萬書萃錦』『積玉全書』『全書備考』では「亂法滅倫」となっている。『三台萬用』に従う。

d　威力縛人、勢豪奸詐、兇威擅行綁縛、私家非刑拷打。肆無忌憚。情法難容。

『萬書萃寳』『萬書淵海』『五車萬寳全書』『萬書萃錦』『積玉全書』『全書備考』は冒頭の二句が脱落している。

e　若豪強兇悪不懲、小民荼毒難忍。

『三台萬用』にはないが、『萬書淵海』『萬寳全書』『萬書萃錦』『全書備考』『積玉全書』に載せられている例文である。

②訓読

a　切(ひそ)かに思ふに、良民を激變するは、法律、固(もと)より縦容せず。故無く抄掠(せうりやく)するは、情・理果たして何ぞ堪忍せんや。

b　痛く思ふに、横強にも法を藐(なみ)し、賊を架(そそのか)して良民を誣陥(ふかん)す。衆を聚め家を抄し、非法に民を冤穽(えんせい)に枉す。

c　勢豪、法を枉(ま)げ、強占して妻と爲す。人倫を敗壊し、風化を乖傷す。

d　威力もて人を縛る　勢豪は奸詐にして、兇威もて擅(ほしひまま)に綁縛(はうばく)を行ひ、私家に非刑に拷打す。肆(ほしひまま)にして忌憚無し。情・法、容(ゆる)し難し。

e　若し豪強の兇悪を懲らさざれば、小民の荼毒(とどく)は忍び難し。

③語釈

〈切〉窃・竊と同じで、謙譲語。**〈架〉**そそのかす。**〈誣陥〉**罪のない者を罪に落とすこと。**〈枉〉**屈する。まげる。ゆがめる。**〈威力縛人〉**『明律』刑律・闘殴に「威力制縛人」の規定がある。**〈非刑拷打〉**不法に拷問する。**〈荼毒〉**害毒を流す、迫害する。

④和　訳

a　ひそかに思うに、良民を煽りたてて騒ぎを起こすことは、もとより法律の許容するところではない。理由もなく財物をかすめ取るとは、人情・天理ともに決して堪え得るところではないのだ。

b　痛切に思うに、横暴にも法をないがしろにし、悪党をそそのかして良民を陥れている。仲間を集めて家財を奪い取り、法に反して民を無実の罪に陥れている。

c　悪党が法を枉げ、〔婦女を〕強奪して妻としている。これは人倫にもとり、教化を傷つける行為である。

d　威力によって人を〔制し〕縛ること　悪党どもは悪賢く、凶悪な威勢によってほしいままに縛り上げ、自分の家で不法に拷問を行った。勝手放題をして何のはばかるところもない。人情・国法において許しがたい行為である。

e　もし有力者の凶悪行為を懲らしめないならば、小民への迫害は堪えがたいものである。

【解説】

これらは「切思」「痛思」などで書き出すパターンの文型であり、自分の考えを述べる部分である。ここで注目しておきたいのは、e以外の例文で、いわゆる裁判の基準となる三つの法源、つまり判決の根拠となる「人情・国法・天理」に直接関連づけて論じられている点である。法源が直接述べられていないcでも「人倫にもとり」という句があり、それは人倫つまり天理に背いているという意味である。このように「土豪」の「悪事」がどの法源に反するかを指摘している。言い換えれば、「前段」「後段」で述べた事件が犯罪として成立するための法源を指摘し、被告は当然国家による処罰の対象となると主張しているのである。

この点からみれば、ある程度法律に関する知識を持つ者が告訴状の作成にからんでいることがわかる。そのなかには宋代に既に存在していた、書舗戸とよばれる代書屋あるいは訟師とよばれる非公式の訴訟請負人などもいたのであ

ろう。ただ、『鳴情均化録』全体の例文内には、訟師の名称が一例しか登場していない。彼らの影響力の大きさに対してその例示があまりに少ないように思われるが、その理由については今後の研究に待つしかない。たとえば訟師が国家によって公式に認められた存在ではなかったという点はその理由の一つとして考えられよう。

【史料VI】

『鳴情均化録』土豪　結段

　前項と同様に検討する。

①原文

『三台萬用』富豪　冐死懇天。勦除强暴、民得安生。陰騭萬代。望光上告。○告向青天。與民作主、勦虎劈弊、塗約除冤。○伏乞准理、袪惡除奸。深爲恩便、老幼感恩。激切奔告。

「復元」

a　冐死懇天。勦除强暴、民得安生。陰騭萬代。望光上告。

「勦除强暴」を『萬書萃寶』『萬書淵海』『五車萬寶全書』『萬書萃錦』『積玉全書』『全書備考』は「芟除强暴」とし、『學海群玉』『妙錦萬寶全書』は「勦除强惡」とする。また「民得安生」を『萬書萃寶』『萬書淵海』『五車萬寶全書』『萬書萃錦』『積玉全書』『全書備考』は「民得聊生」とする。いずれも『三台萬用』に従う。

b　告向青天。與民作主、勦虎劈弊、塗約除冤。迫切上告。

『三台萬用』『五車抜錦』『學海群玉』『妙錦萬寶全書』には「迫切上告」がないが、他の類書によってこれを補う。

c　伏乞准理、袪惡除奸。深爲恩便、老幼感恩。激切奔告。

d　俯怜准理、袪惡安善。感激哭告。

『三台萬用』にはないが、『萬書萃寶』『萬書淵海』『五車萬寶全書』『萬書萃錦』『積玉全書』『全書備考』が載せている例文である。

②　訓読

a　死を冒して天に愬す。強悪を勦除して民の生に安んずるを得んことを。陰騭（いんじつ）は萬代ならん。光を望んで上告す。

b　青天に告向す。民の與（ため）に主を作（な）し、虎を勦（う）ち弊を劈（さ）き、約を塗して冤を除かれんことを。迫切して上告す。

c　伏して理に准（したが）ひ、悪を祛（はら）ひ奸を除かれんことを乞ふ。深く恩便を爲さば、老幼、恩に感ぜん。激切に奔告す。

d　俯して怜（あわ）れみ理に准ひ、悪を祛ひ善を安んぜんことを。感激して哭告す。

③　語釈

〈陰騭〉陰徳、つまり人知れず行う善行のこと。**〈青天〉**青空の意であるが、清廉な官吏の喩えとして用いている。**〈作主〉**自分の考えで処置すること。**〈塗約〉**未詳。「塗」には「塗りつぶす、塗って消す」の意味がある。「約」は契約などを指すのであろう。

④　和訳

a　生命をかけてお願い申し上げる。凶悪なる勢力を打ち滅ぼし、民は安穏に暮らすことができるように。〔そうすれば〕陰徳は万代も続くだろう。天を仰いで告訴する。

b　清廉なる官に申し上げる。民のためを思って行政を主導し、虎のごとき輩を退治し悪弊を除き去り、偽りの契約を抹消し、恨みを取りはらわれんことを。切迫した心で上告する。

c　伏して天理に従い、悪を取り去り邪（よこしま）なものを除いていただきたい。そうすれば深く恩を思い、老人も子供も恩を感じるだろう。激して率直に告訴する。

d　下々を憐れみ、天理に従い、悪を除き善を安んじることをお願いする。心が激し、泣いて告訴する。

【解説】

ここにあげられている例文はすべて四字句に整えられている。また定型文なので一部が省略されている可能性もある。ともあれ、その内容は「天」「青天」と表現された皇帝・地方官に懇願する体裁をとり、「伏して乞い」、「下々を憐れむ」ことを願う形式をとっている。こうして「土豪」の犯罪を懲らしめてほしいという切実な願望を表す文型としている。これらが告訴状全体を締めくくる定型の例文、結語であった。

三 総括

以上のように、日用類書を検討することで、明代末期の告訴状の文章構成や典型的内容が理解できる。また具体的に取りあげた「土豪」の例文から、当時の在地有力者たちに共通する活動、あるいは彼らが引き起こす、典型的な「悪事」をうかがうことができる。これを検討することで、当時の訴訟問題のみならず、社会の動きの一側面をうかがうことができるのである。

ただし、この「共通する」「典型的な」性格には若干の問題が残される。つまり、彼らの活動や「悪事」が、著者である知識人によって、作文の技術も踏まえてデフォルメされている可能性が否定できないのである。たとえば原告の被った損害を強調し、誇張していることはもちろん予想しやすい。そのうえで、「土豪」の「悪事」をパターン化して、いかに悪逆非道な行動であるかを強調して描き出している可能性もある。私たちはこれらをそのまま歴史的事実として扱うことは、当然できない。このようなデフォルメ部分は割り引いたうえで、本史料を理解してゆく必要がある。

こうした問題があるとはいえ、南宋の『名公書判清明集』と共通する「土豪」の活動形態をうかがうことができるのも事実である。もちろん『清明集』は基本的に判決文集であり、本史料は告訴状のひな型であるという性格の違いはある。それでも両者が描き出す「土豪」像にはかなりの共通性があった。南宋代から明代末期までの四〇〇年ほど

の時空を隔てた両者が、ともに共通のレトリックを駆使してデフォルメしているのであろうか。あるいはこの間の時間的経過によってデフォルメが強化され、パターン化が進行したのであろうか。今後の研究が必要である。

ともあれ本稿と同様な方法で「土豪」以外の他の項目についても検討すれば、当時の訴訟に関わる諸般の状況がよりいっそう明らかになると思われる。そこからこの時期の基層社会の一面が浮かび上がってくるはずである。その意味でも明代日用類書研究の持つ役割は小さくない。今後、本史料をより積極的に活用してゆくことが望まれるのである。

追記：本稿は二〇一五～一八年度科学研究費助成事業（基盤研究(C)、課題名「宋～明代日用類書の基礎的研究」）による研究成果の一部である。